



FW: 【ご相談】競技大会における参加資格について

1件のメッセージ

日本卓球協会 田部 勝 <m.tabe@jtt.or.jp>
宛先: 板垣賢一 <t.poleita@gmail.com>

2023年9月27日(水)、9:04

板垣様

いつもお世話になります。

UNIVASから日本スポーツ協会を通じて通信制の学生の参加資格についてお話を伺いたいとの依頼が参りました。

恐れ入りますが、お引き受けされるか否かのご検討をお願いいたします。

お引き受けいただけたようでしたら、日本スポーツ協会を通じてUNIVAS担当者に承諾ならびに板垣さんの連絡先（メールアドレス）をお伝えし、UNIVAS担当者から板垣さんに連絡いただくことになろうかと思います。

以上、お忙しいところ恐れ入りますがどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

田部

* * *以下日本スポーツ協会メール転送内容* * *

今年度から新たに当協会の加盟団体となった「大学スポーツ協会（UNIVAS）」が、標記の件について調査をしており、貴協会にもお話を聞きたいとのことで、ご担当者を紹介してほしい旨、依頼がありました。

具体的には、規則等で定められている参加資格にて、通信制の学生が除外されていることについて、理由や背景等をお聞きしたいとのことです。詳細はUNIVAS作成の添付ファイルをご確認ください。

については、調査にご協力いただけたようでしたら、UNIVASにご紹介する、貴協会のご担当者の方とご連絡先をご教示いただけますと幸いです。

お忙しいところ恐れ入りますが、ご確認・ご検討のほどよろしくお願ひいたします。

競技大会参加資格における通信制学生の取り扱いについて

競技大会における学生の参加資格調査の依頼

平素は大変お世話になっております。

以下の件に関して調査を進めておりますのでご協力いただけすると幸いです。

日本学生卓球連盟「規約」

第 9 条 加盟資格を次のとおりとする。

1. 学校教育法に基づく大学・短期大学・専門学校の卓球部。ただし大学院及び通信教育の学生を除く。

本規約において、通信教育の学生を加盟に当たっての除外条件とされている理由と背景について。また今後の方針について

1. 調査の前提と概要

(1) 調査の前提

- コロナ禍以降、オンライン授業など大学における学びの方法が多様化しているところであるが、一部の競技において、通信制の学生が競技大会に出場できない競技があるのはいかがなものか。。。
: 6/27社員総会における学長理事からの課題提起（この時は「卓球」を素材として言及）

(2) 調査の概要

- UNIVAS加盟団体に限らず幅広い競技種の範疇を設定し、以下の20競技に関する出場資格の調査を行った。
- 調査方法は、各団体の公式サイトにて公開されている規約・規程の記載内容を確認した。

種別	競技名	備考	種別	競技名	備考
球技	野球			空手	
	ラグビー			柔道	
	バスケットボール			アーチェリー	
	アメリカンフットb			水泳	
	卓球	未加盟		サーフィン	
	バレーボール			スキー	
	テニス			スケート	未加盟
	ソフトテニス			体操	未加盟
武道	ゴルフ			陸上	未加盟
	剣道	未加盟		競技	
				陸上競技	
				トライアスロン	

参考資料

・文部科学省「令和三年度全国大学一覧」によると、通信教育課程は、41大学93課程、入学定員60,530名となっている。

大学名	学部	学科	定員	大学名	学部	学科	定員
北海道情報大学	経営情報学部	経営ネットワーク学科	400	日本福祉大学	福祉看護学部	医療・福祉マネジメント学科	800
東北福祉大学	総合情報学部	システム情報学科	800	愛知産業大学	看護学部	看護学科	100
日本ウェルネスS大学	総合福祉学部	社会福祉学科	600	東邦大学	保健科学部	心理学科	130
人間総合科学大学	人間科学部	福祉心理学科	200	人間科学部	仏教学部	仏教学科	300
聖徳大学	人間科学部	スポーツロジック・ヨガ・心身健康学科	140	人間科学部	文学部	日本文学科	300
東京福祉大学	人間科学部	心身健康学科	500	人間科学部	文学部	中国文学科	150
慶應義塾大学	児童学科	児童学科	200	東京通商大学	情報マネジメント学科	400	3,000
心理・福祉学部	心理学科	心理学科	100	玉川大学	人間福祉学部	人間福祉学科	400
心理・福祉学部	社会福祉学科	社会福祉学科	200	帝京大学	教育学部	教育学科	1,500
文学部	文学科	文学科	200	理工学部	情報科学科	情報科学科	200
社会福祉学部	社会福祉学科	社会福祉学科	520	人間科学部	人間科学科	人間科学科	250
教育学部	教育学科	教育学科	—	教育学部	教育学科	教育学科	15
心理学部	心理学科	心理学科	300	造形学部	油絵学科	油絵学科	200
心理・福祉学部	心理学科	心理学科	300	造形学部	工芸工業デザイン学科	工芸工業デザイン学科	—
保育児童学科	保育児童学科	保育児童学科	100	武藏野美術大学	藝術文化学科	藝術文化学科	60
現代アーツ学部	経営学科	経営学科	220	明治大学	子育て・介護・看護学科	子育て・介護・看護学科	150
文学部	新1類、第2類、第3類	新1類、第2類、第3類	3,000	教育学部	教育学科	教育学科	2,000
経済学部	商学部系科目を含む	商学部系科目を含む	4,000	経済学部	経済学科	経済学科	1,000
法学院	甲類、乙類	甲類、乙類	2,000	法学院	法律学科	法律学科	1,000
中央大学	法学院	法学院	3,000	経営大学	人間科学科	人間科学科	750
東洋大学	文学部	日本文学文化学科	—	教育学部	教育学科	教育学科	300
法学院	法学院	法学院	—	教育学部	児童教育学科	児童教育学科	350
文理学部	文理学部	文理学部	—	教育学部	こども心理学科	こども心理学科	75
日本大学	経済学部	経済学科	3,000	東京未来大学	行政行動学科	行政行動学科	20
文学部	文学部	文学部	—	商業能率大学	情報システム学科	現代マネジメント学科	100
法学院	法学院	法学院	—	星槎大学	共生学科	共生学科	500
文理学部	文理学部	文理学部	—	八洲学園大学	生涯学習学科	生涯学習学科	420
経済学部	経済学部	経済学部	1,500	新潟産業大学	経済学部	経済学部	300
商学部	商学部	商学部	1,500	中部学院大学	人間福祉学部	人間福祉学部	100
家政学部	家政学部	家政学部	1,000	奈良女子大学	心理学部	心理学部	100
家政学部	家政学部	家政学部	1,000	吉備国際大学	文理学部	文理学部	300
家政学部	家政学部	家政学部	1,000	東邦大学	心理学部	心理学部	—
生活芸術学部	生活芸術学部	生活芸術学部	—	奈良女子大学	文理学部	文理学部	30
日本女子大学	日本女子大学	日本女子大学	—	九州保健福祉大学	教育管理学科	教育管理学科	300

参考資料

(1) インターハイ参加資格

競技・大会・規定	規定している条項
令和2年度全国高等学校総合体育大会 卓球競技大会 第89回全国高等学校卓球選手権大会 実施要項（案）	(1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒を除く。 (2) 選手は、都道府県高等学校連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し、当該競技実施要項により全国大会参加の資格を得たものに限る。但し、都道府県高等学校体育連盟に専門部が設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。 (5) チームの編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない
2023年度 全国高等学校総合体育大会 水泳競技大会 第91回日本高等学校選手権水泳競技大会 △申込規定	1. 参加資格 (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に在籍する生徒であること。ただし、休学中、留学中の生徒は除く。 (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟に加盟している学校の生徒で、当該競技専門部に登録し2023年度(公財)日本水泳連盟競技者登録を完了した者に限る。 (4) チーム編成において全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。

(2) 国民体育大会参加資格

競技・大会・規定	規定している条項
特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明 (2) 所属都道府県 イ少年種別 (イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地	・下記の者は学校所在地から参加することはできない。 (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 注) 通信制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。 (「学校所在地」の所属選択はできない。)

2. 調査の結果

(1) 調査結果の概要

- 各団体が制定した規約・規程において「通信制（学生・大学）」に関する記載があったのは以下5団体。
- このうち、「卓球」「水泳」の2競技が課題に該当すると見做される。

競技	主管団体/規程	規定している条項	考察
卓球	日本学生卓球連盟 「規約」	第9条 加盟資格を次のとおりとする。 1. 学校教育法に基づく大学・短期大学・専門学校の卓球部。 ただし大学院及び通信教育の学生を除く。	運動部の連盟への加盟資格において「通信教育の学生」を除外している。
水泳	日本水泳連盟 学生委員会「規約」	第4条（加盟校） 次に掲げる学校で所定の手続きに従って、本委員会に加盟した学校を加盟校という。 ①学校教育法第1条に定める大学（大学院および通信教育の学生を除く）および高等専門学校（第4、5学年に限る）。	連盟への加盟校の条件において「通信教育の学生」を除外している
野球	全日本大学野球連盟 「日本学生野球憲章 付属規定」	1. 加盟に関する規程 (3) 通信制大学の加盟に関する特則 ・大学を代表するチームとしての活動実態の確認が必要。	通信制大学が加盟できる必要条件を規定しているものである。
ラグビー	関東大学ラグビーフットボール連盟 「競技細則」 ※中央団体規程は非公開	第7条 プレイヤーの出場資格 (4) 通信教育の学生については、四年生の学部と同等のもので、通常の教育とスクーリングを受ければ、最低四年間で卒業出来る学部に所属して居れば出場出来る。	出場できる通信教育機関の条件を制定しているものである。
バスケットボール	全日本大学バスケットボール連盟 「基本規程」	第3条 外国籍選手の登録 (1) 外国籍選手は、学部に在籍する学生でなければならない。 なお短期留学生、交換留学生、語学研修生、聴講生、研究生、通信制の大学に在籍する学生、専攻科に在籍する学生、※学士入学・学士編入学をした学生等は、認められない。	外国製選手に限った規定である。

3. 今後の対応

(1) 該当する競技団体へのヒアリングの実施

- 「日本学生卓球連盟」「日本水泳連盟」に対して個別ヒアリングの実施。
規定記載内容の確認・規程化した理由と背景・今後の方針